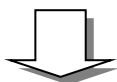
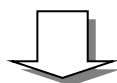


内職をしたい

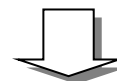
台東区にお住まいで、内職をさがしているとき。
住所・氏名・生年月日の確認できる証明をお持ちの上、直接相談窓口へお越しください。



内職相談票に、住所・氏名・希望職種等を記入していただきます。



内職相談票をもとに、求人のある内職の内容や条件などを説明します。
希望条件に合う内職があれば、紹介状を発行します。



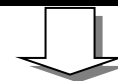
区の紹介状を持って事業所を訪問し、仕事の内容・条件の詳細を聞き、仕事を受けるか否かを決めてください。

- ☆ 電話で日時などを打ち合わせてから訪問してください。
- ☆ 希望する内職がない、事業所との条件が合わない等のため、内職を紹介できない場合もあります。



内職者がほしい

事前に相談窓口へお電話の上、窓口へお越しください。
(登記簿の写し、作業見本があればお持ちください。)
すでに登録してある場合は、お電話ください。



求人票に、事業所名・所在地・内職内容・工賃等を記入していただきます。

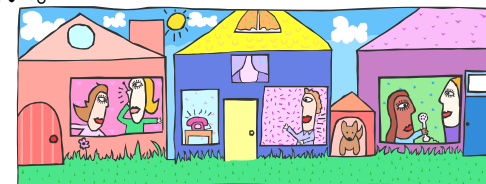


内職希望者の中から、条件に合う人を紹介します。
区は「紹介状」を内職希望者に発行します。その後、内職希望者が事業者へ電話連絡の上訪問する際、「紹介状」を持参しますので、内容、条件等を話し合い、仕事を委託するか否か決めてください。



仕事を委託するときは、その条件をはっきりさせておくために「家内労働手帳」あるいは、それに類する伝票などを必ず内職者へお渡しください。

- ☆ 内職の仕事がなくなったり、求人数を満たし、募集の必要なくなった時は、すみやかに連絡してください。
- ☆ 採用・不採用にかかわらず、「採否通知書」で、区にも結果をお知らせください。

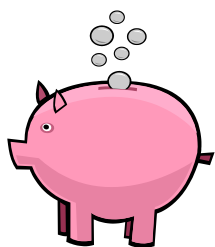


家内労働手帳

□約束だけで仕事を始めると、後日工賃などの約束事について、委託者（事業主）と家内労働者の間で争いが起こる場合があります。このようなことを防ぐため前もって工賃などの委託条件をキチンと決めておくものが「家内労働手帳」です。

この手帳は、「家内労働法」で委託者が仕事を委託するとき、家内労働者に次の事項を記入して交付するよう決められています。

- ① 家内労働者及び補助者の氏名・性別・生年月日
- ② 委託者の氏名・営業所の名称及び所在地
- ③ 工賃の支払い場所及び支払い方法
- ④ 物品の受け渡し場所
- ⑤ 不良品の取扱い
- ⑥ その他、物品を破損した場合についてなど



☆家内労働手帳制度の趣旨にかなうものであれば、伝票式、ノート形式など別の様式でもよいことになっています。

内職相談

～案内～

- ■ 内職をさがしている方
- ■ 内職者をさがしている事業所の相談窓口

相談日

月～金 午前8時30分～午後5時

相談窓口

台東区役所 文化産業観光部
産業振興課 9F ⑤番窓口
台東区東上野4-5-6
電話 5246-1152